

	家族信託	成年後見制度			任意後見制度	遺言
		法定後見制度				
		後見人	保佐人	補助人		
対象者の状況	判断能力がある状況	判断能力が欠けている常況	判断能力が著しく不十分	判断能力が不十分	判断能力がある状況	判断能力がある状況 判断能力が不十分になった場合に契約内容に従い支援
申請・契約方法	信託契約の作成	家庭裁判所へ申立て			判断能力あるうちに任意後見契約を作成 判断能力が不十分になった時点で家庭裁判所へ申立て	
管理・対応者	家族や信頼できる者	家庭裁判所が選任 ※専門職が選任される場合が多い（弁護士、司法書士など）			任意後見契約で定めた者	
支払う報酬	原則無報酬だが、報酬を定める事も可能	本人が亡くなるまで継続的に報酬が発生			契約書で自由に定める事が可能 ※後見監督人への報酬は裁判所が定める	
対応範囲	信託契約で定める	代理権と取消権	特定事項以外の同意見と取消権	一部の代理権と取消権	任意後見契約で定める 取消権は無し	
権限範囲	財産管理	財産管理・身上監護契約	財産管理・身上監護契約	財産管理・身上監護契約	財産管理・相続税対策・資産運用、契約代理権	
終了時期	いつでも可能	本人死亡時				
メリット	家庭裁判所の関与がない 比較的自由的な財産管理が可能 口座凍結のリスク回避 2次相続が可能	認知症を発症してしまっている方でも財産を管理できる			管理できる財産に制限なし 判断能力が不十分になってから管理開始	
デメリット	初期費用が高い 家族信託できない財産がある 契約直後から開始	基本報酬が発生する			任意後見監督人の報酬が発生する	亡くなってから効力
請求者		本人、配偶者、四親等以内の親族、区市町村長 など				
本人死亡後の財産の手続き	口座凍結の回避が可能	後見業務は終了する。 遺言が無い場合は分割協議				相続人もしくは遺言執行者が手続きを行う
医師鑑定	不必要	原則鑑定が必要	原則鑑定が必要	原則診断書が必要		不必要
本人の同意		不要	不要	必要	必要	必要